



合志市消費生活相談員 小濱 祥子さん

一人で決めず、誰かに相談を！

こんな言葉には要注意！



専門の相談員が対応

専門の消費生活相談員が、2人体制で悪質商法による被害や商品事故の苦情など、消費生活に関する相談に応じ...

最近の相談事例

証券会社の名前をかたった投資詐欺がありました。「絶対もうかるので社債・未公開株を買ってください」と...

被害を防ぐために

「一人で決断しないこと」「事実を確認すること」「誰かに相談すること」が大切です。振り込め詐欺の場合、一度お金を振り込んでしまうと、取り戻すことはとても難しくなります。



合志市消費生活相談員 瑞慶山 恵さん

こんな電話やダイレクトメールが来たら、消費生活センターや警察へご相談ください。

- 息子や孫から
銀行協会職員から
警察官から
投資会社から
情報屋から
市町村職員から

詐欺に負けない！ 4つの心得



心得その1

焦らず落ち着いて！ まずは事実関係を確認

悪質業者は身分を偽り、うその情報や説明で言葉巧みにだましてきます。被害に遭った人は「冷静になればおかしいと気付いたが、そのときは気付かなかった」と口々に言います。



心得その2

断るときははっきりと！ 悪質業者を撃退する言葉

あいまいな返答はトラブルの元です。「結構です」という言葉は肯定にも否定にも受け取れるため、悪質業者につけこまれてしまいます。



心得その3

その話はちょっと怪しい！ 近所や家族に相談して未然に解決

相談しない人や詐欺に関する情報がない人は被害に遭いやすいようです。契約するときはよく内容を確認し、理解してから契約することが大切です。



心得その4

だまされても諦めないで！ クーリング・オフ制度

いったん契約しても、一定の期間であれば理由がなくても無条件で解約できます。基本、訪問や電話勧誘などで購入した全ての商品とサービスが対象です。



詐欺に負けない菊池地域へ

今回紹介した事例は、実際に私たちのすぐそばで起こっていることです。高齢者だけでなく、若い世代も被害を受けています。

「一寸先は、詐欺」。明日は自分や自分の大切な人が狙われるかもしれません。被害を防ぐためには、「他人事」ではなく一人一人が「自分事」として考え、危機感を持つことが大切です。



相談窓口はこちら！

- 合志市消費生活センター
248-5442
受付日時
月～金曜日（祝日除く）
午前10時～午後4時
とことろ
合志庁舎2階 総務課内
大津警察署
294-0110

今からできる 詐欺被害の防止策